



宮 崎 県 公 報

令和6年10月7日(月曜日)号外 第36号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目 次

条 例	頁
○宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例……………(商工政策課) 1	○道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……(道路保全課) 2 ○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 2

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例に基づき求償権の放棄等の承認を行った場合に議会への報告を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 改正の理由及び主な内容

郵便料金の改定に伴い、督促手数料について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 改正の理由及び主な内容

地方警察職員が災害警備等の作業に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額を引き上げるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用することとしました。

条 例

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例(平成21年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第4条 [略]	(報告) 第4条 知事は、前条の規定により求償権の放棄等を承認したときは、これを議会に報告しなければならない。
第5条 [略]	第5条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第43号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和43年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(督促手数料及び延滞金の徴収)	(督促手数料及び延滞金の徴収)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 督促手数料は、督促状1通につき84円とする。	2 督促手数料は、督促状1通につき <u>110円</u> とする。
3 [略]	3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第44号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第24号の作業</td> <td>1日につき 840円 <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業の場合は、1,680円)</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	支給額	[略]		第3条第24号の作業	1日につき 840円 <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業の場合は、1,680円)</u>	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第24号の作業</td> <td>大規模な災害として公安委員会が定める災害に係る作業 1日につき <u>1,080円</u> <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業に従事した場合は、2,160円、日没時から日出時までの間において作業に従事した場合は、1,620円)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の作業 1日につき 840円 <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業に従事した場合は、1,680円、日没時から日出時までの間において作業に従事した場合は、1,260円)</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	支給額	[略]		第3条第24号の作業	大規模な災害として公安委員会が定める災害に係る作業 1日につき <u>1,080円</u> <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業に従事した場合は、2,160円、日没時から日出時までの間において作業に従事した場合は、1,620円)</u>		その他の作業 1日につき 840円 <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業に従事した場合は、1,680円、日没時から日出時までの間において作業に従事した場合は、1,260円)</u>	[略]	
作業の区分	支給額																		
[略]																			
第3条第24号の作業	1日につき 840円 <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業の場合は、1,680円)</u>																		
[略]																			
作業の区分	支給額																		
[略]																			
第3条第24号の作業	大規模な災害として公安委員会が定める災害に係る作業 1日につき <u>1,080円</u> <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業に従事した場合は、2,160円、日没時から日出時までの間において作業に従事した場合は、1,620円)</u>																		
	その他の作業 1日につき 840円 <u>(著しく危険な作業又は立入禁止区域等における作業に従事した場合は、1,680円、日没時から日出時までの間において作業に従事した場合は、1,260円)</u>																		
[略]																			

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。